

規 則

埼玉県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第五号

埼玉県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成三十一年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

四 業務量管理・健康確保措置の実施に関すること

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。